

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 20 号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和 38 年岩手県人事委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章・第 2 章 [略]	第 1 章・第 2 章 [略]
第 3 章 給料以外の給与	第 3 章 給料以外の給与
第 1 節～第 3 節 [略]	第 1 節～第 3 節 [略]
第 4 節 <u>調整手当</u> (第14条)	第 4 節 <u>地域手当</u> (第14条)
第 4 節の 2～第12節 [略]	第 4 節の 2～第12節 [略]
第 4 章～第 6 章 [略]	第 4 章～第 6 章 [略]
附則	附則
(定義)	(定義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]
<u>(4) 給料月額 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年岩手県人事委員会規則第12号)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する給料月額をいう。</u>	
(口座振込み)	(口座振込み)
第 2 条の 2 [略]	第 2 条の 2 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
	<u>4 第 1 項の申出は、前 2 項の規定にかかわらず、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。申出を変更する場合についても、同様とする。</u>
	<u>5 前項の規定に基づく申出(同項の申出を変更する場合を含む。以下この項において同じ。)を行う者は、第 3 項に規定する事項を当該申出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して申出を行わなければならない。</u>
第 4 節 <u>調整手当</u>	第 4 節 <u>地域手当</u>
(調整手当の支給)	(地域手当の支給)
第 14 条 <u>調整手当</u> は、給料の支給方法に準じて支給する。	第14条 <u>地域手当</u> は、給料の支給方法に準じて支給する。

(特殊勤務記録簿等)

第16条 給与支給権者は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給に当たっては、当該各号に定める帳簿を作成し、所要事項を記録しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 徴税手当、と畜検査等手当、環境衛生検査業務手当、社会福祉業務手当、社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、公害防止等業務手当、犯則取締等手当、消防訓練指導手当及び家畜保健衛生業務手当

徴 税 業 務

と 畜 検 査 等 作 業

環 境 衛 生 検 査 業 務

社 会 福 祉 業 務

社 会 福 祉 施 設 等 勤 務 記 録 簿 (様 式 第 5)

精 神 保 健 福 祉 業 務

公 害 防 止 等 業 務

犯 則 取 締 等

消 防 訓 練 指 導

家 畜 保 健 衛 生 業 務

(4)～(15) [略]

2・3 [略]

(特殊勤務手当の支給)

第17条 特殊勤務手当(漁ろう手当及び用船手当を除く。)の支給日は、その給与期間に係る分につき次の給与期間の給料の支給日とする。

2 [略]

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 [略]

2 修学部分休業条例第4条に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 調整手当

(4)～(10) [略]

3・4 [略]

(特殊勤務記録簿等)

第16条 給与支給権者は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給に当たっては、当該各号に定める帳簿を作成し、所要事項を記録しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 徴税手当、と畜検査等手当、環境衛生検査等業務手当、社会福祉業務手当、社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、公害防止等業務手当、犯則取締等手当、消防訓練指導手当及び家畜保健衛生業務手当

徴 税 業 務

と 畜 検 査 等 作 業

環 境 衛 生 検 査 等 業 務

社 会 福 祉 業 務

社 会 福 祉 施 設 等 勤 務 記 録 簿 (様 式 第 5)

精 神 保 健 福 祉 業 務

公 害 防 止 等 業 務

犯 則 取 締 等

消 防 訓 練 指 導

家 畜 保 健 衛 生 業 務

(4)～(15) [略]

2・3 [略]

(特殊勤務手当の支給)

第17条 特殊勤務手当(漁ろう手当、用船手当及び海外事務所勤務手当を除く。)の支給日は、その給与期間に係る分につき次の給与期間の給料の支給日とする。

2 [略]

3 特殊勤務手当のうち海外事務所勤務手当の支給日は、その給与期間の給料の支給日とする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第33条 [略]

2 修学部分休業条例第4条に規定する人事委員会規則で定める手当の額は、次に掲げる手当の月額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 地域手当

(4)～(10) [略]

3・4 [略]

<p>様式第5（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴 税 業 務 と 畜 検 査 等 作 業 <u>環境衛生検査業務</u> 社 会 福 祉 業 務 社 会 福 祉 施 設 等 精 神 保 健 福 祉 業 務 公 害 防 止 等 業 務 犯 則 取 締 等 消 防 訓 練 指 導 家 畜 保 健 衛 生 業 務</p> <p style="text-align: right;">勤務記録簿</p> <p>[略]</p>	<p>様式第5（第16条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴 税 業 務 と 畜 検 査 等 作 業 <u>環境衛生検査業務</u> 社 会 福 祉 業 務 社 会 福 祉 施 設 等 精 神 保 健 福 祉 業 務 公 害 防 止 等 業 務 犯 則 取 締 等 消 防 訓 練 指 導 家 畜 保 健 衛 生 業 務</p> <p style="text-align: right;">勤務記録簿</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。